390045	390046	390049	390050
390055	390064	390070	390076
390077	390079	390080	390083
390090	390097	390103	390104

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成 28 年 12 月 16 日　　愛知県教育委員会

１　本籍地、氏名、生年月日
　愛知県、土井　拓海、平成元年４月17日

２　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
　⑴　中学校教諭１種免許状　国語、平23中１第721号、平成24年３月20日、愛知県教育委員会
　⑵　高等学校教諭１種免許状　国語、平23高１第998号、平成24年３月20日、愛知県教育委員会

３　失効年月日　平成28年11月15日

４　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢65歳から85歳くらいの女性、身長151㎝、体重48kg、右脇腹から背中にかけて長さ12㎝最大幅６㎜の手術痕あり

上記の者は、平成28年11月24日午前８時45分、東京都調布市調布ヶ丘１丁目８番地１布多天神社境内にてうつ伏せで倒れているところを発見、同日、杏林大学病院で死亡したもの。火葬に付し、遺骨は調布市で保管。心当たりの方は当市生活福祉課まで申し出てください。

平成 28 年 12 月 16 日
　東京都　　調布市長　長友　貴樹

行旅死亡人

１．本籍・住所・氏名不詳、年齢40歳位の男性、所持品はなし、高度に肥満している

上記の者は、平成28年４月29日午後４時５分、小田原市久野210番地勝又方において、高度に腐敗した状態で発見された。死亡時期は平成28年４月上旬頃。死亡の原因は消化管出血。

２．本籍群馬県桐生市琴平町53、住所不詳、氏名小島欣也、年齢58歳男性、所持品はなし

上記の者は、平成28年６月５日午後４時20分頃、小田原市西酒匂１丁目11番西酒匂左岸サイクリング場南西側酒匂川河川敷竹やぶ内において、高度に腐敗した状態で発見された。死亡時期は平成28年５月下旬頃。死亡原因は不詳。

３．本籍神奈川県足柄上郡大井町金子84番地１、住所東京都町田市三輪町380番地１、氏名伊藤栄二、年齢61歳男性、所持品は青のポーチ、財布、小銭入れ、国民健康保険証、通帳、キャッシュカード、眼鏡、携帯電話機（二つ折り）

上記の者は、平成28年８月６日午前４時48分頃、小田原市国府津４丁目３番14号先国府津海岸防波堤において、防波堤の柵にロープを垂らし、同ロープで縊死した状態で発見された。死亡時期は平成28年８月６日午前０時頃。

４．本籍・住所・氏名不詳、年齢45歳～55歳位の男性、所持品は現金15万２千円、鍵、大木武彦名義の通帳３通、オオキタケヒコ名義のキャッシュカード２枚

上記の者は、平成28年８月15日午前11時35分頃、小田原市栢山2699番地の３大木方において発見された。死亡時期は平成28年７月下旬頃。死亡の原因は肝硬変（推定）。

以上４件、遺体は火葬に付し遺骨を保管していますので、心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出てください。

平成 28 年 12 月 16 日
　神奈川県　　小田原市長　加藤　憲一

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、細身の男性、年齢30歳～50歳位、身長170cm位、着衣はこげ茶色ズボン、紺色靴下、灰色ブリーフ、茶色ベルト、所持品は現金4,952円、こげ茶色財布、黒色数珠

上記の者は、平成28年11月20日の午後５時頃、和歌山県東牟婁郡串本町串本2113番地南方約100メートル先海中で発見されたものです。死亡日時は平成28年11月中旬頃（推定）。身元不明のため串本町火葬場にて火葬し、遺骨を保管しているので、心当たりの方は、串本町役場福祉課まで申し出てください。

平成 28 年 12 月 16 日
　和歌山県東牟婁郡　串本町長　田嶋　勝正

公　示　送　達

宇都宮都市計画事業宇都宮大学東南部第１土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 16 日

宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮都市計画事業
宇都宮大学東南部第１土地区画整理事業
施行者　宇都宮市
代表者　宇都宮市長　佐藤　栄一

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　栃木県宇都宮市平松本町1222番地15
　氏名　小野澤久子

２　仮換地指定通知の内容
　宇都宮都市計画事業宇都宮大学東南部第１土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、下表のとおり仮換地を指定しますので、同条第５項及び第99条第２項の規定により通知します。

従前の宅地						仮換地					摘要
町名	字	地番	地目	登記地積 ㎡	基準地積 ㎡	街区番号	画地番号	符号	位置	地積 ㎡	
平松本町	下並塚	822―13	畑	74.	74.88	83	7		添付図面のとおり	5.59	
平松本町	下並塚	822―64	畑	150.	150.82	83	8			108.09	
平松本町	下並塚	822―86	宅地	554.96	554.96	83	6			397.72	
仮換地の指定の効力発生の日						平成29年１月５日					
仮換地について使用又は収益を開始することができる日						別に定めて通知する					

（注意）
・　この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
・　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは仮換地を使用し、又は収益することができません。

（教示）
１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に栃木県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に規定されています。）。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。